

**国立市道における移動等円滑化の基準に関する条例の一部を改正する
条例案**

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 24 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、規定の整理を行うため、条例の一部を改正するものである。

**国立市道における移動等円滑化の基準に関する条例の一部を改正する
条例案**

国立市道における移動等円滑化の基準に関する条例（平成 25 年 3 月国立市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「第 2 条第 9 号」を「第 2 条第 10 号」に改める。

付 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。